

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

2-1 特定都市河川流域

2-1-1 特定都市河川流域と雨水浸透阻害行為の許可について

法第3条第1項及び第3項により、愛知県は平成18年1月1日、一級河川新川他6河川を特定都市河川に指定し、併せて一級河川新川流域を特定都市河川流域に指定した。また、平成24年4月1日に二級河川境川他3河川を特定都市河川に、併せて二級河川境川（逢妻川）・猿渡川流域を特定都市河川流域に指定した。

法第9条により、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

なお、名古屋市、一宮市、春日井市、豊田市にあってはそれぞれの市長、その他の市町については愛知県知事が許可権者となる。（平成29年10月現在）

※2-1-1-1 [法令](#)

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる特定都市河川流域については、図2-1-1、2-1-2に示すとおりであるが、流域界付近の詳細については、「新川・境川流域総合治水協議会のホームページ」又は県ホームページ「マップあいち」により確認すること。

市町、建設事務所に備え置く1/2,500流域図により確認することもできる。

●新川、境川・逢妻川・猿渡川流域の詳細図

<http://maps.pref.aichi.jp/modules/tmyd0/content/index.php?id=5>

「愛知県ホームページ」又は「新川・境川流域総合治水協議会のホームページ」→「マップあいち」→「くらし・安全」→「特定都市河川流域図」

2-1-2 特定都市河川流域界における流域変更の取り扱い

雨水浸透阻害行為による流域界の変更は、基本的に行わないものとするが、やむを得ない場合については、他流域もしくは自流域への流出増がないように対策施設を設置するものとする。なお、500m²未満の流域界の変更については、流域変更の取り扱いをしないもの（軽微な変更）とする。

※2-1-2-1

※2-1-1-1 特定都市河川、流域指定…平成17年5月31日愛知県告示第491号（新川）
平成23年7月1日愛知県告示第418号（境川）
平成23年7月1日愛知県告示第419号（猿渡川）

※2-1-2-1 排水区域等の変更については「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」p.70を確認すること。

2-1

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

2-1 特定都市河川流域

2-1-1 特定都市河川流域と雨水浸透阻害行為の許可について

法第3条第1項及び第3項により、愛知県は平成18年1月1日、一級河川新川他6河川を特定都市河川に指定し、併せて一級河川新川流域を特定都市河川流域に指定した。また、平成24年4月1日に二級河川境川他3河川を特定都市河川に、併せて二級河川境川（逢妻川）・猿渡川流域を特定都市河川流域に指定した。

法第30条により、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

なお、名古屋市、一宮市、春日井市、豊田市にあってはそれぞれの市長、その他の市町については愛知県知事が許可権者となる。（令和7年10月現在）

※2-1-1-1 [法令](#)

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる特定都市河川流域については、図2-1-1、2-1-2に示すとおりであるが、流域界付近の詳細については、愛知県統合型地理情報システム『マップあいち』（使用方法を図2-1-3に示す。）により確認すること。

市町、建設事務所に備え置く1/2,500流域図により確認することもできる。

●新川流域の対象となる区域

<https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-area.html>

●境川・逢妻川・猿渡川流域の対象となる区域

<https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/sakaigawa-area.html>

●愛知県統合型地理情報システム マップあいち 特定都市河川流域図

<https://maps.pref.aichi.jp/map/view/?mid=20048>

2-1-2 特定都市河川流域界における流域変更の取り扱い

雨水浸透阻害行為による流域界の変更は、基本的に行わないものとするが、やむを得ない場合については、他流域もしくは自流域への流出増がないように対策施設を設置するものとする。なお、500m²未満の流域界の変更については、流域変更の取り扱いをしないもの（軽微な変更）とする。

※2-1-2-1

※2-1-1-1 特定都市河川、流域指定…平成17年5月31日愛知県告示第491号（新川）、平成23年7月1日愛知県告示第418号（境川）、平成23年7月1日愛知県告示第419号（猿渡川）

※2-1-2-1 排水区域等の変更については「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」p.6-28を確認すること。

2-1

新川流域図
図2-1-1



境川・逢妻川・
猿渡川流域図
図2-1-2

<https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-area.html>

雨水浸透阻害行為許可等

新川および境川・猿渡川流域における特定都市河川浸水被害対策法

雨水浸透阻害行為許可等について

新川流域 雨水浸透阻害行為許可等 / 対象となる地域

ページID: 0345959 掲載日: 2021年9月1日更新 印刷ページ表示

対象となる地域

新川流域の11市4町の全域もしくは一部が対象です。
開覧する土地が対象地域に含まれるかどうかは、別サイト「マップあいち」で確認することが出来ます。

愛知縣統合型地理情報システム マップあいち
特定都市河川流域図 <https://maps.pref.aichi.jp/map/view/?mid=20048>

図2-1-3 参照

新川流域 雨水浸透阻害行為許可等

- 1.対象となる地域
- 2.対象となる浸透行為
- 3.許可申請の方法・技術指針等
- 4.許可申請書様式等
- 5.窓口・問合せ先
- 6.関連リンク



図2-1-1 新川流域図

<https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/sakaigawa-area.html>

雨水浸透阻害行為許可等

新川および境川・猿渡川流域における特定都市河川浸水被害対策法

雨水浸透阻害行為許可等について

新川流域 雨水浸透阻害行為許可等

- 1.対象となる地域
- 2.対象となる開発行為
- 3.許可申請の方法・技術指針等
- 4.技術指針等(名古屋市、一宮市、豊田市の除く)
- 5.技術指針等(名古屋市)
- 6.技術指針等(一宮市、豊田市)
- 7.許可申請書様式集
- 8.窓口・問合せ先
- 9.関連リンク

境川・猿渡川流域 雨水浸透阻害行為許可等 / 対象となる地域

ページID:0350656 掲載日:2021年9月1日更新 印刷ページ表示

対象となる地域

境川・猿渡川流域の10市2町の全域もしくは一部が対象です。
開発する土地が対象地域に含まれるかどうかは、別サイト「マップあいち」で確認することができます

愛知県統合型地理情報システム マップあいち
特定都市河川流域図 <https://maps.pref.aichi.jp/map/view/?mid=20048>
図 2-1-3 参照

境川・逢妻川・猿渡川の流域位置図 (流域面積:約266km²)



図2-1-2 境川・逢妻川・猿渡川流域図

旧

新旧対照表

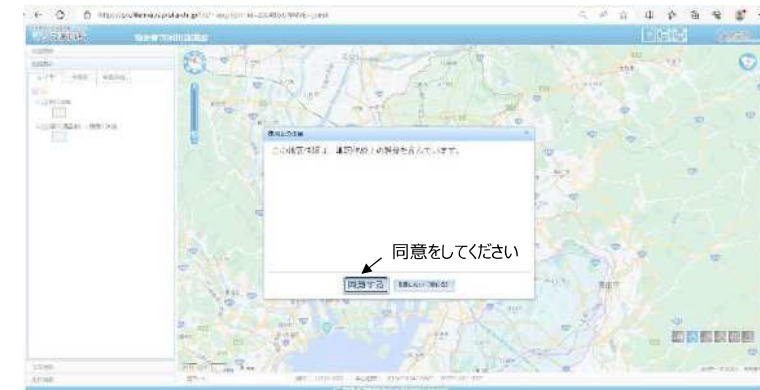
新

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

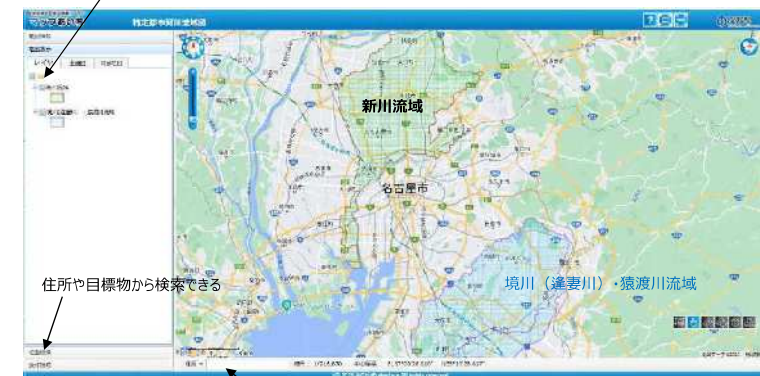
愛知県統合型地理情報システム マップあいち

特定都市河川流域図

<https://profile.maps.pref.aichi.jp/lib/map.php?mid=20048&UNAME=guest>



図をクリックすると、新川流域と境川（逢妻川）・猿渡川流域のどちらかを表示・非表示にできる。



住所や目標物から検索できる

住所を入力して検索することができる

緯度や経度、キーワードで検索することができる

図2-1-3 愛知県統合型地理情報システム マップあいちの使用方法 (1/2)

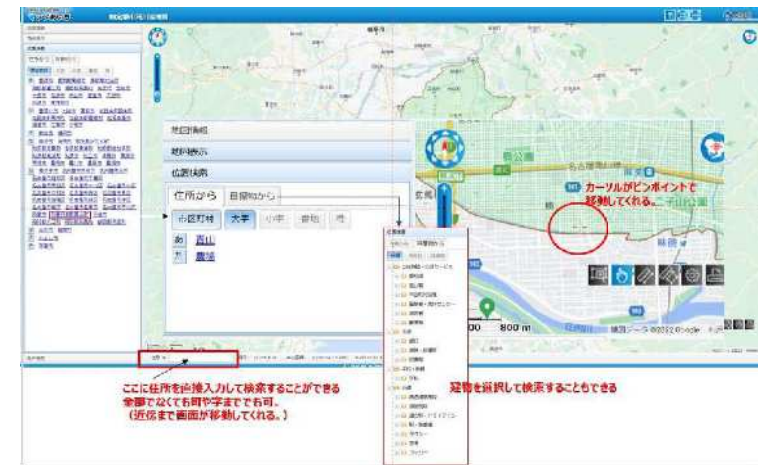
旧

新旧対照表

新

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

◆住所や目標物からの検索方法



◆条件検索からの方法

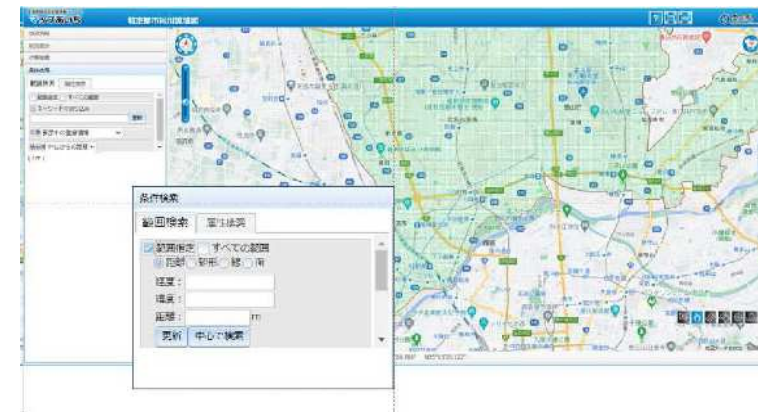


図2-1-3 愛知県統合型地理情報システム マップあいちの使用方法 (2/2)

2-2 雨水浸透阻害の許可を要する行為

2-2-1 雨水浸透阻害の許可を要する行為

雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、**500㎡以上**のものをいう。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次の行為
 - ① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
 - ② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

なお、許可を受けた行為区域、または、その一部を再度、開発する行為は変更許可が必要な行為となるため、**500㎡未満**においても許可が必要である。

※2-2-1-1 法政策力

【解説】

500㎡以上の「雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる行為(1)～(3)」を行う場合は、許可が必要となる可能性があるということである。許可の要否については、行為前、行為後の土地利用形態の変更と変更する土地の面積（雨水浸透阻害行為面積）により判断する。

雨水浸透阻害行為面積は、行為前に「宅地等以外の土地」が対象であり、ケースによっては一つの開発行為（行為区域）における雨水浸透阻害行為の区域は必ずしも連続せず点在することも想定される。※2-2-1-2 注



図2-2-1 許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例（行為後が宅地等以外の土地）

※2-2-1-1 「政令で定める規模（500㎡）」法第9条、政令第5条ただし書、条例第1条
「次に掲げる行為」法第9条、政令第7条、ガイドラインP.60

※2-2-1-2 ガイドラインP.65

2-2 雨水浸透阻害の許可を要する行為

2-2-1 雨水浸透阻害の許可を要する行為

雨水浸透阻害行為の許可の**対象となる**行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、**500㎡以上**のものをいう。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次の行為
 - ① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
 - ② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

なお、許可を受けた行為区域、または、その一部を再度、開発する行為は変更許可が必要な場合がある。また、**500㎡未満**においても、**隣地等を含めた判断が必要となるため、許可が必要な場合がある。**

※2-2-1-1 法政策力

【解説】

500㎡以上の「雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる行為(1)～(3)」を行う場合は、許可が必要となる可能性があるということである。許可の要否については、行為前、行為後の土地利用形態の変更と変更する土地の面積（雨水浸透阻害行為面積）により判断する。

雨水浸透阻害行為面積は、行為前に「宅地等以外の土地」が対象であり、ケースによっては一つの開発行為（行為区域）における雨水浸透阻害行為の区域は必ずしも連続せず点在することも想定される。※2-2-1-2 注



図2-2-1 許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例（行為後が宅地等以外の土地）

※2-2-1-1 「政令で定める規模（500㎡）」法第30条、政令第6条ただし書、条例第1条 P.6-16

「次に掲げる行為」法第9条、政令第7条、ガイドラインP.6-5

※2-2-1-2 ガイドラインP.6-13

2-3 雨水浸透阻害の許可を要しない行為

2-3-1 指定時点の既着手行為の取り扱い

法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次の①～④のいずれかに該当する行為（以下「既着手行為」という。）については、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

- ①既に工事に着手している行為
- ②都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- ③事業採択されている等既に事業化されている行為（公共事業）
- ④都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

※2-3-1-1 ㊦

【解説】

①、②については、法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定日より前に工事着手または許可を得たものが対象となる。この場合、工事着手日がわかる資料や許可証等を基に判断を行う。

③公共事業については、既に事業化されている行為の判断は、国庫補助事業については認可日を、県市町の単独事業については、用地測量契約日をもって既に事業化されている行為と判断し、既着手行為とみなす。※2-3-1-2 ㊦

④事業中または完了した土地区画整理事業の区域内については、「近い将来に宅地として利用するために造成されている土地」と判断し、雨水浸透阻害行為にあたらなと判断する。ただし、土地区画整理事業完了後30年以上経過している場合は、区域外と同様に「現況の状態」で判断し、既着手行為として扱わない。なお、完了後とは換地処分が行われた年度末を表す。

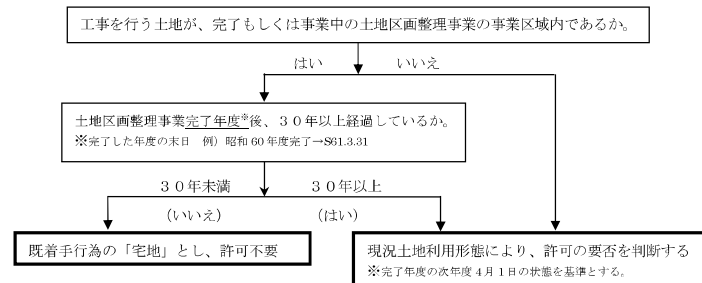


図2-3-1 区画整理事業区域における既着手行為の判断

※2-3-1-1 ガイドラインP.57

※2-3-1-2 ガイドラインP.58 詳しくは該当ページの図参照

2-3 雨水浸透阻害の許可を要しない行為

2-3-1 指定時点の既着手行為の取り扱い

法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次の①～④のいずれかに該当する行為（以下「既着手行為」という。）については、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

- ①既に工事に着手している行為
- ②都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- ③事業採択されている等、既に事業化されている行為（公共事業）
- ④都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

※2-3-1-1 ㊦

【解説】

①、②については、法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定日より前に工事着手または許可を得たものが対象となる。この場合、工事着手日がわかる資料や許可証等を基に判断を行う。

③公共事業の既に事業化されている行為の判断は、以下のとおり指定時点で整理している。

・国庫補助事業については、認可日とする。

・県市町の単独事業については、用地測量契約日とする。※2-3-1-2 ㊦

④事業中または完了した土地区画整理事業の区域内については、「近い将来に宅地として利用するために造成されている土地」と判断し、雨水浸透阻害行為にあたらなと判断する。

ただし、土地区画整理事業完了後30年以上経過している場合は、区域外と同様に「現況の状態」で判断し、既着手行為として扱わない。

なお、完了後とは換地処分が行われた年度末を表す。

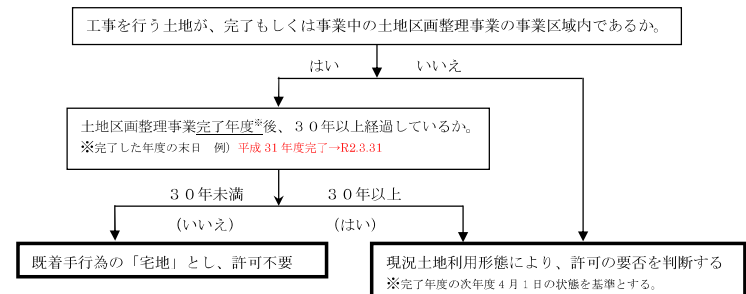


図2-3-1 区画整理事業区域における既着手行為の判断

※2-3-1-1 ガイドラインP.6-13

※2-3-1-2 ガイドラインP.6-14

2-3-2 許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲

雨水の流出量を抑制する効果の見込まれる「農地・林地の保全を目的として行う行為」や、「土地の一時的な利用に供する目的で行う行為」、「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」については許可を要しない。

※2-3-2-1 法政力

【解説】

(1) 通常の管理行為、軽易な行為

雨水浸透阻害行為の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は、次に掲げる行為をいうものであること。

① 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為

政令第6条に規定する「主として農地又は林地を保全する目的で行う行為」は、次に掲げる行為であること。

イ 農地を保全する行為

農業農村整備事業等で該当する行為は、次に掲げる行為とすること。

ただし、これら以外の農業用道路のみの新設、変更又は保全を行う行為、未墾地を対象とした農地の造成と一体的に行う農業用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為並びに集落道、集落排水路、公園の整備等の農村の生活環境の改善のための行為については、政令第6条に規定する行為に該当しないものであること。

なお、複数の行為を併せて行う事業については、行為ごとに政令第6条の規定に対する該当性を判断するものであること。

- i) 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為
- ii) 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更又は保全する行為
- iii) 地表面を全面的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為
- iv) 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（iii）に掲げるものに限る。）を復旧する行為
- v) 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡張の場合を除く。）又は地すべり防止施設（iii）に掲げるものに限る。）を復旧する行為

ロ 林地を保全する行為

林地を保全する行為は、次に掲げる行為とすること。ただし、これら以外の用地整備及び用排水施設の新設又は変更を行う行為、主として山村の生活環境の改善等のために行われる公園の整備並びに集落道等の新設又は変更を行う行為については、政令第6条に規定する行為に該当しないものであること。

- i) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道（林道規程に規定する一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。）の新築及び改築
なお、一級林道とは林道規程に示された林道の種別であり、その幅員はトラック等での間伐木の搬出等のため、車道幅員4m（地形の状況その他やむを得ない場合にあつては、3m）とされていること。
- ii) 作業道の開設
- iii) 保安施設事業、地すべり防止工事、ばた山崩壊防止工事の実施（災害により被災した林地荒廃防止施

2-3-2 許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲

「通常の管理行為、軽易な行為」として、雨水の流出量を抑制する効果の見込まれる「農地・林地の保全を目的として行う行為」、「既に舗装されている土地において行う行為」や、「土地の一時的な利用に供する目的で行う行為」、「要件を満たす農業用ビニールハウスなどの設置」、「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」については許可を要しない。

※2-3-2-1 法政力

【解説】

(1) 通常の管理行為、軽易な行為

雨水浸透阻害行為の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は、次に掲げる行為をいう。

① 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為

政令第7条に規定する「主として農地又は林地を保全する目的で行う行為」は、次に掲げる行為である。

イ 農地を保全する行為

農業農村整備事業等で該当する行為は、次に掲げる行為である。ただし、これら以外の農業用道路のみの新設、変更又は保全を行う行為、未墾地を対象とした農地の造成と一体的に行う農業用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為並びに集落道、集落排水路、公園の整備等の農村の生活環境の改善のための行為については、令第7条第1号に規定する行為に該当しない。

なお、複数の行為を併せて行う事業については、行為ごとに令第7条第1号の規定に対する該当性を判断する。

- 一 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為
- 二 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更又は保全する行為
- 三 地表面を全面的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為
- 四 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（（5）①（i）イ 三に掲げるものに限る。）を復旧する行為
- 五 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡張の場合を除く。）又は地すべり防止施設（（5）①（i）イ 三に掲げるものに限る。）を復旧する行為（i）

ロ 林地を保全する行為

林地を保全する行為は、次に掲げる行為である。ただし、これら以外の用地整備及び用排水施設の新設又は変更を行う行為、主として山村の生活環境の改善等のために行われる公園の整備並びに集落道等の新設又は変更を行う行為については、令第7条第1号に規定する行為に該当しない

- 一 森林法（昭和26年法律第249号）第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道（林道規程に規定する一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。）の新築及び改築
なお、一級林道とは林道規程に示された林道の種別であり、その幅員はトラック等での間伐木の搬出等のため、車道幅員4m（地形の状況その他やむを得ない場合にあつては、3m）とされている。
- 二 作業道の開設

旧	
第2章 雨水浸透阻害行為許可について	
設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不透透性の材料で覆う工事を除く。） iv) 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施 ※2-3-2-2 法	
②既に舗装されている土地において行う行為 既存の舗装（コンクリート等の不透透性の材料で覆うこと）された土地は、雨水の流出の度合いが高い土地であり、当該土地における補修工事等の行為は許可を要しないこと。 ※2-3-2-3 法力	
③仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。） 許可を要しない仮設の建築物の建築、仮設構造物の設置及び仮設道路の設置並びに植栽により森林への復旧を行うことを条件に森林法において許可された一時的な利用に供する目的で行う行為等は、原則としてこれらの仮設物等の設置の期間が1年（建築物の建築又は工作物の設置の工事を施工するため、その工事期間中当該建築物又は工作物に替えて必要となるものとしてこれらの仮設物等を設置する場合にあっては、1年を超えるものであっても建築物又は工作物その他の仮設物の施工上必要と認める期間とする。）を超えないもの又は簡易な基礎構造物により建築又は設置されたものであること。 なお、許可を要しないが、設置期間が1年を超え長期間に及ぶ場合は、事業者により、法第5条に規定する雨水の一時的な貯留又は地下への浸透の努力義務に基づき、当該期間に限った仮設の流出抑制対策が行われることが望ましいこと。 ※2-3-2-4 政力	
④その他 農業用のビニールハウス、ガラスハウスの設置が、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地の転用に当たらないと都道府県農地担当部局若しくは農業委員会が判断する場合については、法第9条ただし書に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為に該当すること。 ※2-3-2-5 法	
（2）非常災害のために必要な応急措置として行う行為 非常災害のため必要な応急措置とは、災害直後において緊急かつ応急的に行われる一時的な仮復旧及び時間的、地形的合理性の観点から緊急かつ応急的に行われる本復旧をいうこと。また、河川等の水防活動並びに施設及び設備の応急復旧は、雨水浸透阻害行為の許可を要しないこと。 ※2-3-2-6 法力	
※2-3-2-1 法第9条ただし書、政令第6条 ※2-3-2-2 ガイドラインP.63、64 ※2-3-2-3 政令第6条第2項 ガイドラインP.64 ※2-3-2-4 政令第6条第3項 ガイドラインP.65 ※2-3-2-5 ガイドラインP.65 行為後農地でなくなる場合は許可が必要 ※2-3-2-6 法第9条ただし書 ガイドラインP.65	

新旧対照表

新	
第2章 雨水浸透阻害行為許可について	
三 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事（災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不透透性の材料で覆う工事を除く。）の実施 四 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施 ※2-3-2-2 法	
②既に舗装されている土地において行う行為 既存の舗装（コンクリート等の不透透性の材料で覆うこと）された土地は、雨水の流出の度合いが高い土地であり、当該土地における補修工事等の行為は許可を要しない。 ※2-3-2-3 政力	
③仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。） 許可を要しない仮設の建築物の建築、仮設構造物の設置及び仮設道路の設置並びに植栽により森林への復旧を行うことを条件に森林法において許可された土地を一時的な利用に供する目的で行う行為等は、原則として、その期間が1年（建築物の建築又は工作物の設置に係る工事を施工するため、その工事期間中当該建築物又は工作物に替えて必要となるものにあっては、1年を超えるものであっても建築物又は工作物の施工上必要と認められる期間とする。）を超えないもの又は簡易な基礎構造物により建築又は設置されるものである。なお、許可を要しないものの、その期間が1年を超え長期間に及ぶ場合は、法第5条に規定する雨水の一時的な貯留又は地下への浸透の努力義務に基づき、事業者により、当該期間に限った仮設の流出抑制対策が行われることが望ましい。 ※2-3-2-4 政力	
④その他 農業用のビニールハウス、ガラスハウスの設置が、農地法（昭和27年法律第229号）上の農地として取り扱われる場合については、法第30条ただし書に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為に該当する。 また、ビニールハウス内部の底面等をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設については、法第30条第2号に規定する土地の舗装に該当するものとして、許可を要する。 ※2-3-2-5 法	
（2）非常災害のために必要な応急措置として行う行為 非常災害のため必要な応急措置とは、災害直後において緊急かつ応急的に行われる仮復旧及び時間的、地形的合理性の観点から緊急かつ応急的に行われる本復旧をいう。 また、水防活動並びに河川等に係る施設及び設備の応急復旧は、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。 ※2-3-2-6 法力	
※2-3-2-1 法第30条ただし書、政令第7条 ※2-3-2-2 ガイドラインP.6-20、6-21 ※2-3-2-3 政令第7条第2項 ガイドラインP.6-22 ※2-3-2-4 政令第7条第3項 ガイドラインP.6-22 ※2-3-2-5 ガイドラインP.6-23 行為後農地でなくなる場合は許可が必要 ※2-3-2-6 法第30条ただし書 ガイドラインP.6-23	

2-4 雨水浸透阻害行為面積の算定

2-4-1 雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件の算定

雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件は、行為区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の合計面積とする。

※2-4-1-1 

2-4-2 雨水浸透阻害行為面積算定の手順

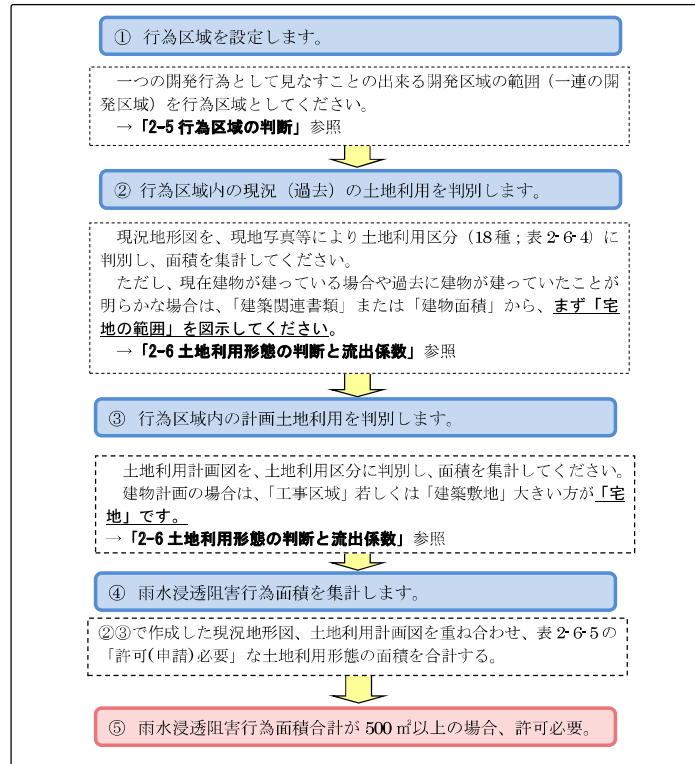


図2-4-1 雨水浸透阻害行為面積算定の手順

2-4 雨水浸透阻害行為面積

2-4-1 雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定

雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定は、開発等の行為区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の面積の合計によるものとする。

※2-4-1-1 

2-4-2 雨水浸透阻害行為面積算定の手順

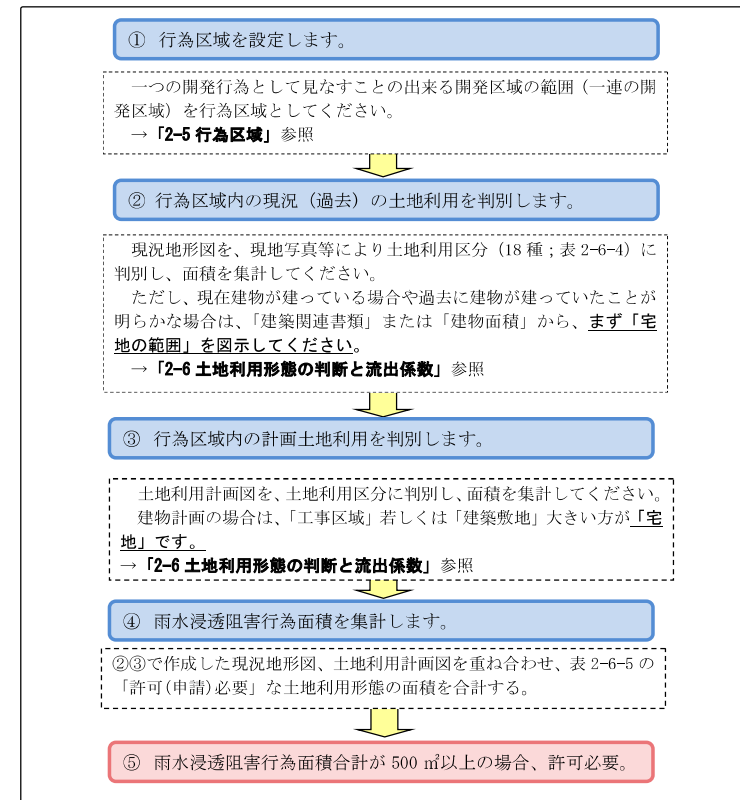


図2-4-1 雨水浸透阻害行為面積算定の手順

2-5 行為区域の判断

2-5-1 雨水浸透阻害行為面積の算定に係る行為区域について

行為区域とは、一つの開発行為として見なすことの出来る開発区域の範囲とする。
雨水浸透阻害行為の面積の算定及び雨水浸透阻害行為許可は、行為区域について行う。

※2-5-1-1 

【解説】

実際の開発には様々な状況が存在するが、それらに出来る限りの公平性と明確性を確保した上で許可事務を行わなければならない。

行為区域の設定は公平性確保の要である。意図的又は書類上のみの分割工事を全て許可不要とすれば、公平性は確保されない。

2-5節は、「一つの開発として見なすことのできる開発区域の範囲」について、具体的に判断するための基準を示した。これは、公平性の確保のため最低限必要なものと考えている。

2-5-2 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）

隣接する複数の雨水浸透阻害行為の一連性の判断は次の①～⑥の要素を判断材料に、フロー図2-5-1により判断する。一連の行為は一つの行為区域とする。

- ①それぞれの雨水浸透阻害行為（以下行為）者が同一かどうか。
- ②それぞれの行為区域が隣接^{※1}しているかどうか。
- ③それぞれの行為時期が同時^{※2}または連続^{※3}で行われるかどうか。
- ④それぞれの開発の目的^{※4}が同じかどうか。
- ⑤構造を共有する^{※5}かどうか。
- ⑥開発後に土地の権利等が申請者の手から離れる^{※6}かどうか。

【解説】

公平性の確保のため、一連性の判断基準を示した。

なお、行為者が複数いる場合の許可申請はいずれかの申請者かまたは連名で、行為区域全体で申請を行えばよい。

2-5 行為区域

2-5-1 雨水浸透阻害行為面積の算定に係る行為区域について

行為区域とは、一つの開発行為として見なすことの出来る開発区域の範囲とする。
雨水浸透阻害行為の面積の算定及び雨水浸透阻害行為許可は、行為区域について行う。

※2-5-1-1 

【解説】

実際の開発には様々な状況が存在するが、それらに出来る限りの公平性と明確性を確保した上で許可事務を行わなければならない。

行為区域の設定は公平性確保の要である。意図的又は書類上のみの分割工事を全て許可不要とすれば、公平性は確保されない。

2-5節は、「一つの開発として見なすことのできる開発区域の範囲」について、具体的に判断するための基準を示した。これは、公平性の確保のため最低限必要なものと考えている。

2-5-2 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）

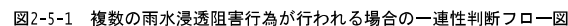
隣接する複数の雨水浸透阻害行為の一連性の判断は次の①～⑥の要素を判断材料に、フロー図2-5-1により判断する。一連の行為は一つの行為区域とする。

- ①それぞれの雨水浸透阻害行為（以下行為）者が同一かどうか。
- ②それぞれの行為区域が隣接^{※1}しているかどうか。
- ③それぞれの行為時期が同時^{※2}または連続^{※3}で行われるかどうか。
- ④それぞれの開発の目的^{※4}が同じかどうか。
- ⑤構造を共有する^{※5}かどうか。
- ⑥開発後に土地の権利等が申請者の手から離れる^{※6}かどうか。

【解説】

公平性の確保のため、一連性の判断基準を示した。

なお、行為者が複数いる場合の許可申請はいずれかの申請者かまたは連名で、行為区域全体で申請を行えばよい。



※1「隣接」とは以下の場合を含む。

新規開発 ← 既設 → 新規開発

※既設と同一目的の場合に限る

新規開発 ← 水路・道路 → 新規開発

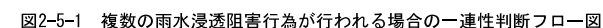
※2 同時とは以下の場合を含む。

※3 連続とは、先行する工事の完了後1年以内に後続(追加)の工事を行う場合

後続の工事の開始は、施工者が現地で実際に工事を始める日を表す。

完了後1年以内とは、仮に、H20.7.1に先行工事が完了した場合、H21.6.30以前を表す。

また、後続(追加)の工事区域が 500 m²以上の場合は、「後続(追加)の工事を行う場合」を「後続(追加)の工事を着手する場合」として読み替える。



※1「隣接」とは以下の場合を含む。

新規開発 ← 既設 → 新規開発

※既設と同一目的の場合に限る

※2 同時とは以下の場合を含む。

先行する工事(雨水浸透阻害行為)が完了する前に後続の工事を少しでも並行して行う場合は行為時期が同時とする。

※3 連続とは、先行する工事の完了後1年以内に後続(追加)の工事を行う場合

先行する工事の完了とは、許可等の手続きが必要な工事の場合は検査済証等の施行日を、手続きのない場合は対象工事が完了した日を表す。

後続の工事の開始は、施工者が現地で実際に工事を始める日を表す。

完了後1年以内とは、仮に、H20.7.1に先行工事が完了した場合、H21.6.30以前を表す。

また、後続(追加)の工事区域が 500 m²以上の場合は、「後続(追加)の工事を行う場合」を「後続(追加)の工事を着手する場合」として読み替える。

※4 開発の目的が同じ場合と異なる場合の例を以下に示す。

- 【目的が同じ例】
- ・Aさんの経営する賃貸共同住宅を複数棟建築する場合
 - ・B社の工場とその駐車場(事務所、関連する工場、社員寮等)
 - ・C社のa区域の宅地分譲とb区域の宅地分譲
 - ・Dさんの住宅(母屋)と離れ
 - ・E法人の病院の従業員駐車場と患者や来客用の駐車場

- 【目的が異なる例】
- ・Aさんの経営する賃貸共同住宅とAさんの住む個人住宅
 - ・C社の宅地分譲と賃貸共同住宅
 - ・Dさんの住宅と貸し駐車場
 - ・Fさんの賃貸共同住宅と貸し駐車場

※5 構造を共有する場合の例を以下に示す。

- ・一方の開発敷地からの乗入れを共有する場合
- ・公益施設を共有する場合(駐車場、駐輪場、ゴミ置場、プロパンガス庫等)

※6 開発後に土地の権利等が申請者の手から離れるとは、宅地分譲の様に開発が完了した後に、申請者(開発者)から購入者に土地の権利等が替わるもの。

2-5-3 既設道路や既設水路を挟んだ場合の一連性の判断

既設道路や既設水路を挟んだ場合は図2-5-2により一連性の判断をする。

【解説】

各雨水浸透阻害行為間の雨水の流入や工事完了後の管理者により判断する。

※4 開発の目的が同じ場合と異なる場合の例を以下に示す。

- 【目的が同じ例】
- ・Aさんの経営する賃貸共同住宅を複数棟建築する場合
 - ・B社の工場とその駐車場(事務所、関連する工場、社員寮等)
 - ・C社のa区域の宅地分譲とb区域の宅地分譲
 - ・Dさんの住宅(母屋)と離れ
 - ・E法人の病院の従業員駐車場と患者や来客用の駐車場

- 【目的が異なる例】
- ・Aさんの経営する賃貸共同住宅とAさんの住む個人住宅
 - ・C社の宅地分譲と賃貸共同住宅
 - ・Dさんの住宅と貸し駐車場
 - ・Fさんの賃貸共同住宅と貸し駐車場

※5 構造を共有する場合の例を以下に示す。

- ・一方の開発敷地からの乗入れを共有する場合
- ・公益施設の構造を共有する場合や共有して利用することが可能な場合(駐車場、駐輪場、ゴミ置場、プロパンガス庫等)

※6 開発後に土地の権利等が申請者の手から離れるとは、宅地分譲の様に開発が完了した後に、申請者(開発者)から購入者に土地の権利等が替わるもの。

2-5-3 既設道路や既設水路を挟んだ場合の一連性の判断

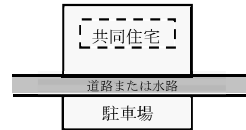
既設道路や既設水路を挟んだ場合は図2-5-2により一連性の判断をする。

【解説】

各雨水浸透阻害行為間の雨水の流入や工事完了後の管理者により判断する。

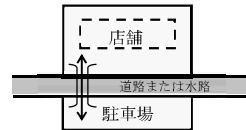
- (i) 既設の道路や水路を挟んで開発を行う場合、別区域として扱います。

右図の場合、共同住宅、駐車場それぞれで雨水浸透阻害行為面積が500㎡以上かどうか判断します。(道路や水路は別管理者の場合に限る)



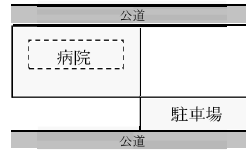
- (ii) 橋梁など専用の道路により連続性が確保された場合、一体として扱います。(道路は道路法道路以外も含む)

右図の場合、店舗と駐車場を一体として雨水浸透阻害行為面積を算定します。

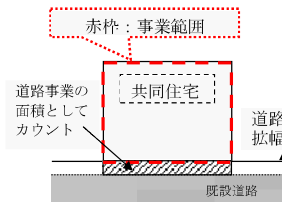


- (iii) 接している場合は、一体として扱います。

右図の場合、病院と駐車場を一体として雨水浸透阻害行為面積を算定します。



- (iv) 既設道路の拡幅や、水路の付け替えについて、承認工事または都市計画法39条に基づく場合、別事業として区域から外すことも可能です。なお、別事業(区域)としても、単独で雨水浸透阻害行為が500㎡を超える場合は、申請が必要となります。この場合、対策施設を道路区域を含めて一体で計画する場合は、全体区域が行為区域となります。



- (v) ①、②、③の3区域は(i)より別区域として扱う。
④既設道路の拡幅を伴う場合は、①、②、③と④は別事業として個々に面積を集計し、阻害行為面積が500㎡以上であれば許可が必要。ただし、④の道路区域内に対策施設が設置できない場合で、①の区域とあわせて計画する場合は、①と④を一体の区域として扱います。

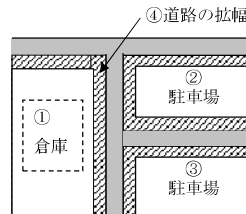
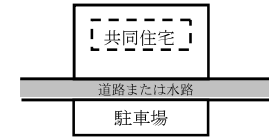


図2-5-2 道路や水路を挟んだ場合の判断について

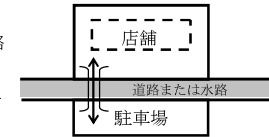
- (i) 既設の道路や水路を挟んで開発を行う場合、別区域として扱います。

右図の場合、共同住宅、駐車場それぞれで雨水浸透阻害行為面積が500㎡以上かどうか判断します。(道路や水路は別管理者の場合に限る)



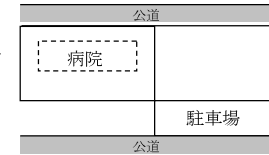
- (ii) 橋梁など専用の道路により連続性が確保された場合、一連(一体)として扱います。(道路は道路法道路以外も含む)

右図の場合、店舗と駐車場を一連(一体)として雨水浸透阻害行為面積を算定します。

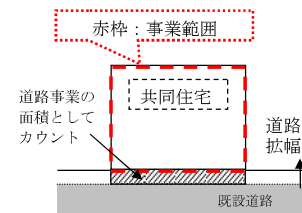


- (iii) 接している場合は、一連(一体)として扱います。

右図の場合、病院と駐車場を一連(一体)として雨水浸透阻害行為面積を算定します。



- (iv) 既設道路の拡幅や、水路の付け替えについて、承認工事または都市計画法39条に基づく場合、別事業として区域から外すことも可能です。なお、別事業(区域)としても、単独で雨水浸透阻害行為が500㎡を超える場合は、申請が必要となります。この場合、対策施設を道路区域を含めて一連(一体)で計画する場合は、全体区域が行為区域となります。



- (v) ①、②、③の3区域は(i)より別区域として扱う。

④既設道路の拡幅を伴う場合は、①、②、③と④は別事業として個々に面積を集計し、阻害行為面積が500㎡以上であれば許可が必要。ただし、④の道路区域内に対策施設が設置できない場合で、①の区域とあわせて計画する場合は、①と④を一連(一体)の区域として扱います。

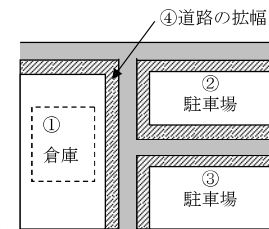


図2-5-2 道路や水路を挟んだ場合の判断について

2-6 土地利用形態の判断と流出係数

2-6-1 土地利用形態の判断

土地利用区分の判断は、特定都市河川流域指定時点及び申請時点の土地利用を登記書類及び現地写真、航空写真等により総合的に判断する。

【解説】

登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していないこと、法律、政令で規定する宅地等の区分と合致しないことから、登記簿は参考として総合的に判断する。

※2-6-1-1 

2-6-2 行為前の宅地の範囲

行為前の宅地の範囲の判断については、既存の建物が存在する場合には、まず「宅地の範囲」を算出し、「宅地の範囲」に含まれない残りの土地については、2-6-4に示す土地利用区分毎に面積を求める。

なお、現況で建物が無い場合でも、当該土地に過去に建物が建っていたことを証明できる場合には、建物が存在する場合と同様に取扱う。

※2-6-2-1

【解説】

「宅地」については、「第1章 総則 1-2用語の定義」で定義されたように、建物の他、駐車場や庭などを含んだ、「建物の用に供するための土地」であるため、単に建物面積だけでなく、建物と共に利用する部分を算出する必要がある。

だが、宅地に含まれる建物以外の土地の面積は画一に規定できないため、建築確認申請書の敷地面積の範囲を「宅地の範囲」とすることを基本とする。既存の建物の建築確認申請書が明示できない場合は、表2-6-1の手順により、「宅地」の面積算出を行い「宅地の範囲」を図に示す。

計画地が現在、更地の状態であっても、過去に建物が建っていたことが証明できる場合は、宅地区域の算定は既設建物がある場合と同様、表2-6-1の手順で行う。

なお、この場合、既設建物は過去の建物と読み替えて算出を行うこととし、過去の建物面積は航空写真や固定資産証明書記載の面積等を利用することが可能である。

※2-6-1-1 ガイドラインP.54

※2-6-2-1「宅地」の定義については、ガイドラインp.53, 54において、「過去において建物に供されていたことが、明らかな土地」も「宅地」として取り扱うこととしている。既に撤去した建物を取り扱うことから、現地写真等の見ただけで判断できない「概念的」なものが「宅地」である。そのため、公平性、明確性を担保する「宅地」判断基準として、「建築確認申請書の敷地面積の範囲」を宅地とした。

「宅地」は見ただけで判断できない「概念」であるため、最初に「宅地の範囲」を図上に設定する。

なお当然、行為後の宅地の範囲は、計画建物の「建築確認申請書の敷地面積の範囲」である。

2-6 土地利用形態の判断と流出係数

2-6-1 土地利用形態の判断

土地利用区分の判断は、特定都市河川流域の指定時点及び申請時点の土地利用を登記書類、現地写真、航空写真等により総合的に判断することとし、最新の航空写真による場合、地理院地図その他のウェブサイトで閲覧可能なものとしても差し支えない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可に関して、対象区域の設定や対策工事の規模の計算を行う際には、当該土地が宅地等であるかどうかの判断が必要となる。一つの判断指標として、登記簿に記載された地目があるが、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していないこと、法律、政令で規定する宅地等の区分と合致しないことから、判断指標の基本事項とはするものの決定にあたっては、特定都市河川流域の指定時点及び申請時点の土地利用を登記書類及び航空写真等により総合的に判断することとする。

土地利用形態の判断にあたっては、申請時点における最新の土地利用の状況に基づいて判断することが基本である。

なお、法第30条の規定に違反して雨水浸透阻害行為が行われていないことを確認する必要がある場合は、特定都市河川流域の指定時点の情報も用いて判断する。

※2-6-1-1 

2-6-2 行為前の宅地の範囲

行為前の宅地の範囲の判断については、既存の建物が存在する場合には、まず「宅地の範囲」を算出し、「宅地の範囲」に含まれない残りの土地については、2-6-4に示す土地利用区分毎に面積を求める。

なお、現況で建物が無い場合でも、当該土地に過去に建物が建っていたことを証明できる場合には、建物が存在する場合と同様に取扱う。

※2-6-2-1

【解説】

「宅地」については、「第1章 総則 1-2用語の定義」で定義されたように、建物の他、駐車場や庭などを含んだ、「建物の用に供するための土地」であるため、単に建物面積だけでなく、建物と共に利用する部分を算出する必要がある。

だが、宅地に含まれる建物以外の土地の面積は画一に規定できないため、建築確認申請書の敷地面積の範囲を「宅地の範囲」とすることを基本とする。既存の建物の建築確認申請書が明示できない場合は、表2-6-1の手順により、「宅地」の面積算出を行い「宅地の範囲」を図に示す。

計画地が現在、更地の状態であっても、過去に建物が建っていたことが証明できる場合は、「宅地の範囲」の算定は既設建物がある場合と同様、表2-6-1の手順で行う。

なお、この場合、既設建物は過去の建物と読み替えて算出を行うこととし、過去の建物面積

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

表2-6-1 行為前の宅地面積の算定手順

STEP1	既存建物に関する ◇建築確認申請書に示された「敷地面積」 ◇都市計画法に基づく開発許可申請書に示された「開発区域の面積」 ◇農地転用許可申請書※（又は届出書※）に示された面積 ※ただし、転用目的が建築物の建築に係るものに限る。 を宅地の範囲とする。（該当する書類を添付のこと）
STEP2	STEP1 で宅地の範囲が明示できない場合、以下の方法により算出する。ただし、計画にて存置する建物は除く。 <u>宅地面積＝建物面積◆×宅地係数◆◆</u> ◆建物面積：建築面積、床面積、屋根面積のいずれか ◆◆宅地係数：工事区域が、500～1,000㎡未満の場合 3.0、1,000㎡以上の場合 2.0 （敷地面積等に対する宅地面積の比率を用いて簡易に算出） ※宅地範囲は既存建物を含む一団の土地とし、宅地範囲を分割しないこと。また、既存の田畑を宅地にとりいれないこと。ただし、既存建物が点在し、かつ、土地利用が一体的に利用されていることが明らかな場合は、一体的に利用されている範囲内で宅地を分割してもよい

表2-6-2 過去に建物があったことを証明する書類の例

・建築工事に伴い過去に提出した書類（図面も含む） ・航空写真（国土交通省HPなど）・都市計画基本図（1/2500） ・登記簿（全部事項証明書）又は固定資産証明書
--

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

積は航空写真や固定資産証明書記載の面積等を利用することが可能である。

これは、指定時点において更地の状態である場合も含む。

この他、指定日以降に建築された建物（500㎡未満で許可不要）も、既存の建物と同様に現状「宅地」として扱うが、雨水浸透阻害行為許可を受けた土地の区域内の建物の取り扱いは、個別に確認を要する。

ただし、違法行為（500㎡以上の雨水浸透阻害行為を無許可で実施）がないことを確認するために、行為前の土地利用において隣接している宅地、舗装、締め固められた土地の合計（点在の合計ではなく）が500㎡以上の場合は土地の課税の状況を確認する他、市町の農地部局へ確認する。

表2-6-1 行為前の宅地面積の算定手順

STEP1	既存建物に関する ◇建築確認申請書に示された「敷地面積」 ◇都市計画法に基づく開発許可申請書に示された「開発区域の面積」 ◇農地転用許可申請書※（又は届出書※）に示された面積 ※ただし、転用目的が建築物の建築に係るものに限る。 を宅地の範囲とする。（該当する書類を添付のこと）
STEP2	STEP1 で宅地の範囲が明示できない場合、以下の方法により算出する。ただし、計画にて存置する建物は除く。 <u>宅地面積＝建物面積◆×宅地係数◆◆</u> ◆建物面積：建築面積、床面積、屋根面積のいずれか ◆◆宅地係数：工事区域が、500～1,000㎡未満の場合 3.0、1,000㎡以上の場合 2.0 （敷地面積等に対する宅地面積の比率を用いて簡易に算出） ※宅地範囲は既存建物を含む一団の土地とし、宅地範囲を分割しないこと。また、既存の田畑を宅地にとりいれないこと。ただし、既存建物が点在し、かつ、土地利用が一体的に利用されていることが明らかな場合は、一体的に利用されている範囲内で宅地を分割してもよい

表2-6-2 過去に建物があったことを証明する書類の例

・建築工事に伴い過去に提出した書類（図面も含む） ・航空写真（ 国土地理院ウェブサイト など）・都市計画基本図（1/2500） ・登記簿（全部事項証明書）又は固定資産証明書 ・ 建築確認台帳の記載事項証明書

※2-6-1-1 ガイドラインP.6-8

※2-6-2-1「宅地」の定義については、ガイドラインP.6-8～6-10において、「過去において建物に供されていたことが、明らかな土地」も「宅地」として取り扱うこととしている。既に撤去した建物を取り扱うことから、現地写真等の見ただけで判断できない「概念的」なものが「宅地」である。そのため、公平性、明確性を担保する「宅地」判断基準として、「建築確認申請書の敷地面積の範囲」を宅地とした。「宅地」は見ただけで判断できない「概念」であるため、最初に「宅地の範囲」を図上に設定する。なお当然、行為後の宅地の範囲は、計画建物の「建築確認申請書の敷地面積の範囲」である。

2-6-3 行為後の宅地の範囲

建物を計画する場合は、「工事区域」と「建築敷地」のうち面積の大きい方を宅地の範囲とする。ただし、「建築敷地」が計画にて存置する既存建築物を含む場合は、「工事区域」を宅地の範囲とする。

【解説】

建物を計画する場合は宅地の範囲の判断は、表2-6-3のとおりとする。

表2-6-3 建物計画における宅地の範囲の設定

建物を計画する場合は、次の①と②のうち面積の大きい方を宅地の範囲とする。

① 「工事区域」

例1) 建物のみ建築し、土地は改変しない場合・・・工事区域は**建物部分**

例2) 建築、舗装、外構など建物と併せて整備・・・工事区域は**整備エリア全体**
(既設の撤去工事は除く)

※ただし、②建築敷地外の整備エリアにおいて、流出係数を増加させない工事範囲は工事区域の対象としない。

② 「建築敷地」

※建築敷地とは、建築確認申請にあたり、申請図書に示す敷地(建築物の敷地)を表す。

2-6-4 土地利用区分と流出係数

土地利用形態の区分(土地利用区分)及び流出係数は、表2-6-4のとおりとする。

【解説】

土地利用形態の区分及び形態ごとの流出係数は、平成16年国土交通省告示第521号による。
土地利用形態ごとの定義はガイドラインによる定義を基本とした。

※2-6-4-1 

2-6-3 行為後の宅地の範囲

建物を計画する場合は、「工事区域」と「建築敷地」のうち面積の大きい方を「宅地の範囲」とする。ただし、「建築敷地」が計画にて存置する既存建築物を含む場合は、「工事区域」を「宅地の範囲」とする。

【解説】

建物を計画する場合は「宅地の範囲」の判断は、表2-6-3のとおりとする。

表2-6-3 建物計画における「宅地の範囲」の設定

① 「工事区域」

例1) 建物のみ建築し、土地は改変しない場合・・・工事区域は**建物部分**

例2) 建築、舗装、外構など建物と併せて整備・・・工事区域は**整備エリア全体**
(既設の撤去工事は除く)

※ただし、②「**建築敷地**」外の整備エリアにおいて、流出係数を増加させない工事範囲は工事区域の対象としない。

② 「建築敷地」

※建築敷地とは、建築確認申請にあたり、申請図書に示す敷地(建築物の敷地)を表す。

2-6-4 土地利用区分と流出係数

土地利用形態の区分(土地利用区分)及び流出係数は、表2-6-4のとおりとする。

【解説】

土地利用形態の区分及び形態ごとの流出係数は、平成16年国土交通省告示第521号による。
土地利用形態ごとの定義はガイドラインによる定義を基本とした。

※2-6-4-1 

表 2-6-4 土地利用区分（1）

土地利用形態	流出係数	定義
①宅地	0.9	宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいう。 イ 現況において、建物の用に供している土地。 ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 宅地の範囲は基本的に建築確認申請書の敷地面積の範囲とする。（登記簿「地目」はあくまでも参考扱い） ※なお、太陽光発電の用に供している土地は宅地と判断する。
②池沼 ③水路 ④ため池	1.0	常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。なお、特定都市河川流域に指定以前に設置された防災調整池も含む。
⑤道路 ⑥(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。
⑦鉄道線路 ⑧(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。
⑨飛行場 ⑩(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。 （ターミナル、格納庫、事務所、滑走路、エプロン、芝等）
⑪不浸透性の材料に覆われた土地（法面以外）	0.95	○舗装された土地 コンクリート等の不浸透性の材料 [*] により覆われた土地（法面を除く。） ※一面を覆い、蓋がされるものが対象
⑫不浸透性の材料に覆われた法面	1.0	○舗装された土地 コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面。
⑬排水施設が整備されたゴルフ場	0.5	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。（排水平面図等確認のこと）

土地利用形態	流出係数	定義
①宅地	0.9	宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいう。 イ 現況において、建物の用に供している土地。 ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。 宅地の範囲は基本的に建築確認申請書の敷地面積の範囲とする。（登記簿「地目」はあくまでも参考扱い） ※なお、太陽光発電の用に供している土地は宅地と判断する。
②池沼 ③水路 ④ため池	1.0	常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。なお、特定都市河川流域に指定以前に設置された防災調整池も含む。
⑤道路 ⑥(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。
⑦鉄道線路 ⑧(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。
⑨飛行場 ⑩(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。 （ターミナル、格納庫、事務所、滑走路、エプロン、芝等）
⑪不浸透性の材料に覆われた土地（法面以外）	0.95	○舗装された土地 コンクリート等の不浸透性の材料 [*] により覆われた土地（法面を除く。） ※一面を覆い、蓋がされるものが対象
⑫不浸透性の材料に覆われた法面	1.0	○舗装された土地 コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面 [*] 。 ※山地、人工的に造成された植生に覆われた法面を参照し、平均勾配10%を境とする。
⑬排水施設が整備されたゴルフ場	0.5	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。（排水平面図等確認のこと）

表 2-6-4 土地利用区分（2）

表 2-6-4 土地利用区分（2）

土地利用 形態	流出係数	定義
⑭排水施設 が設置され た運動場そ の他これに 類する施設	0. 8	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。 （野球場、陸上競技場、サッカー場等）
⑮締め固め られた土地	0. 5	運動場、資材置き場、未舗装駐車場など、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（⑬及び⑭に掲げるものを除く。）をいう。 その他、「公園の多目的広場」や「既設の庭の芝生など」、車両が駐車できるような状態であれば締め固められた土地とする。 穴あきの植生ブロックや樹脂パレットの敷設も含まれる。
⑯山地	0. 3	平均勾配が1 0 %以上の土地（①から⑬、⑮、⑯-1及び⑯-2に掲げるものを除く。）をいう。）
⑰人工的に 造成され植 生に覆われ た法面	0. 4	人工的に造成され植生に覆われた法面をいう。 土地利用は法面のみとし、兼用の場合は別として扱う。 平均勾配が1 0 %以上の土地 ※範囲を特定すること。（連続する工作物等）
⑯-1 林地・原野	0. 2	平均勾配が1 0 %未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（①から⑬、⑮及び⑯-2に掲げるものを除く。）をいう。
⑯-2 耕地	0. 2	耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいう。田・畑など示す。 また、花壇や植栽帯など通常、人や車の出入りがなく、ほぐした状態が維持される場所であれば、耕地扱いとする。 なお、公園や庭の「芝生（広場）」も「計画」において、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となつて、維持されるものについては、耕地として扱うことも可能。 ※範囲を特定すること。（連続する工作物等必要）

<留意事項>

1. 宅地は、建物等と庭園、駐車場等その付属施設を含めて宅地と判断する。
宅地の区域については、現況(過去)と計画において判断が異なり、詳細は、2-6-2、2-6-3を参照。
2. 池沼、水路及びため池については、堤防等一体として考えられる範囲を一括して設定する。
3. 道路（高架道路を含む。）は、行為区域内の路肩から路肩までの範囲（歩道又は植栽帯がある場合はこれらを含む。）について道路（法面を有しないもの。）の流出係数を適用する。舗装・未舗装にかかわらない。
4. 鉄道は、駅舎、付属施設及び路線の敷地すべてが含まれる。
5. 飛行場は、滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、着陸帯、ターミナル施設、芝等の敷地の範囲が含まれる。
6. ゴルフ場及び運動場は、排水施設(暗渠等)の集水区域を対象として設定すること。
7. 未舗装駐車場とは、不透透性の材料に覆われた物以外の状態のことをいう。（例：砕石舗装は未舗装）

土地利用 形態	流出係数	定義
⑭排水施設 が設置され た運動場そ の他これに 類する施設	0. 8	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。 （野球場、陸上競技場、サッカー場等）
⑮締め固め られた土地	0. 5	運動場、資材置き場、未舗装駐車場など、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（⑬及び⑭に掲げるものを除く。）をいう。 その他、「公園の多目的広場」や「既設の庭の芝生など」、車両が駐車できるような状態であれば締め固められた土地とする。 穴あきの植生ブロックや樹脂パレットの敷設も含まれる。 ※砕石舗装や穴あきの植生ブロック、樹脂ブロック等については、浸透施設の透水性舗装とすることもできる。詳細は設計資料編第4章を参照
⑯山地	0. 3	平均勾配が1 0 %以上の土地（①から⑬、⑮、⑯-1及び⑯-2に掲げるものを除く。）をいう。）
⑰人工的に 造成され植 生に覆われ た法面	0. 4	人工的に造成され植生に覆われた法面をいう。 土地利用は法面のみとし、兼用の場合は別として扱う。 平均勾配が1 0 %以上の土地 ※範囲を特定すること。（連続する工作物等）
⑯-1 林地・原野	0. 2	平均勾配が1 0 %未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（①から⑬、⑮及び⑯-2に掲げるものを除く。）をいう。
⑯-2 耕地	0. 2	耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいう。田・畑など示す。 また、宅地を除き花壇や植栽帯など通常、人や車の出入りがなく、ほぐした状態が維持される場所であれば、耕地扱いとする。 なお、公園や庭の「芝生（広場）」も「計画」において、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となつて、維持されるものについては、耕地として扱うことも可能。 ※範囲を特定すること。（連続する工作物等必要）

<留意事項>

1. 宅地は、建物等と庭園、駐車場等その付属施設を含めて宅地と判断する。なお、法定建ぺい率で建築された場合の平均的な値としている。
宅地の区域については、現況(過去)と計画において判断が異なり、詳細は、2-6-2、2-6-3を参照。
2. 池沼、水路及びため池については、堤防等一体として考えられる範囲を一括して設定する。
3. 道路（高架道路を含む。）は、行為区域内の路肩から路肩までの範囲（歩道又は植栽帯がある場合はこれらを含む。）について道路（法面を有しないもの。）の流出係数を適用する。舗装・未舗装にかかわらない。
4. 鉄道は、駅舎、付属施設及び路線の敷地すべてが含まれる。
5. 飛行場は、滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、着陸帯、ターミナル施設、芝等の敷地の範囲が含まれる。
6. ゴルフ場及び運動場は、排水施設(暗渠等)の集水区域を対象として設定すること。
7. 未舗装駐車場とは、不透透性の材料に覆われた物以外の状態のことをいう。（例：砕石舗装は未舗装）

2-7 雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画について

(1) 基本的な考え方

対策工事は、雨水浸透阻害行為区域内又は当該区域に隣接して行う事を原則とすること。
対策工事により、河川流域、下水道の排水区域等（以下この項において「排水区域等」という。）の変更が行われていないことを原則とすること。

対策工事は、基準降雨が生じたときの行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を越えるときは、当該越える区域を含む。以下同じ。）における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の最大値について、行為前の行為区域の土地利用状況に応じた流出雨水量に比べて増加することのないよう抑制するものであること。また、このとき雨水貯留浸透施設からの放流量について、放流先の河川、下水道等の能力に関連する許容放流量を設定してはならないこと。

ただし、他法令上の規制がかかる場合にはこの限りではないこと。

(2) 対策工事の施行箇所について

やむを得ず対策工事を雨水浸透阻害行為と離れた箇所で行う場合には、次に掲げる事項が遵守されていることを標準とすること。

- ① 雨水浸透阻害行為区域と対策工事を行う箇所の間を含め、関連する河川、下水道等の管理者との調整が整っていること。
- ② 対策工事の集水区域には雨水浸透阻害行為区域を含むこと。

ただし、地形地質法の制約及び事業の特性により、これらにより難い場合は、申請者及び関係部局と流域の治水安全度を確保することを前提として十分調整を図ること。

(3) 排水区域等の変更

やむを得ず排水区域等の変更を行う場合は、関連する河川又は下水道等の管理者との調整が整っていること

【解説】

(1) 対策工事は雨水浸透阻害行為による雨水流出の増加を防ぐ目的で実施されることから、当該区域内又は当該区域に隣接して行うことを原則（図 2-7-1）とし、対策工事により排水区域等の変更、すなわち、従前からの雨水の流出先の変更が行われると、変更により新たに雨水が流出することになる河川、下水道等の治水安全度が低下することも想定されるため、対策工事により、行為前後において排水区域等の変更が行われていない（図 2-7-2）ことを原則とする。

対策工事の基本的な考え方は、雨水浸透阻害行為前後における流出雨水量の増加を抑制することであり、この流出雨水量とは降雨が地下に浸透せず地表面を流下して行為区域の末端に流出してくる量をいう。流出雨水量は雨水浸透阻害行為の前後における土地の利用形態に応じて変化するため、土地利用の変化による最大流出量を行為後において、行為前以下までに抑制するものである。したがって、雨水貯留浸透施設からの許容放流量は、雨水浸透阻害行為の前後で行為区域からの流出雨水量が増加することのないよう設定するものとする。放

2-7 雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画について

(1) 基本的な考え方

対策工事は、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域内又は当該区域に隣接する土地の区域内において行うことを原則とする。

対策工事により、従前の下水道の排水区域、流出先の河川の集水域等（以下「排水区域等」という。）の変更が行われていないことを原則とする。

対策工事は、基準降雨が生じたときの行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を越えるときは、当該越える区域を含む。以下同じ。）における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の最大値について、行為前の行為区域の土地利用状況に応じた流出雨水量に比べて増加することのないよう抑制する。また、このとき雨水貯留浸透施設からの放流量について、放流先の河川、下水道等の能力に係る許容放流量を設定してはならない。

ただし、他法令の規定に基づく規制による場合は、この限りではない。

(2) 施設の設置箇所

やむを得ない事情により、対策工事に係る雨水貯留浸透施設を雨水浸透阻害行為を行う土地の区域から離れた場所に設置する場合には、次に掲げる事項が遵守されていることを標準とする。

- ・雨水浸透阻害行為を行う土地の区域と対策工事を行う土地の区域との間を含め、関連する河川、下水道等の管理者との調整が整っている。
- ・対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域には、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域を含んでいる。

ただし、地形地質上の制約及び事業の特性により、これらにより難い場合は、流域の治水安全度を確保することを前提として、申請者及び関係部局と十分調整を図るものとする。

(3) 排水区域等の変更

やむを得ず排水区域等の変更を行う場合は、あらかじめ、関連する河川又は下水道等の管理者との調整を図ること。

【解説】※2-7-1-1 加

(1) 基本的な考え方

法第 31 条第 1 項第 2 号に規定する対策工事は、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制する目的で実施されることから、行為区域内又は行為区域に隣接して行うことを原則とする。図 2-7-1 参照

また、対策工事による排水区域等の変更、すなわち、従前からの雨水の流出先を変更することは、当該変更により新たに雨水が流出することになる河川や下水道等の治水安全度が低下することも想定されるため、対策工事により、雨水浸透阻害行為の前後において排水区域等の変更を行わないことを原則とする。図 2-7-2 参照

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

流先の河川、下水道等の受入れ可能な流量等に基づき、雨水貯留浸透施設の許容放流量を設定することは、本法の趣旨である。雨水浸透阻害行為の前後における行為区域からの流出雨水量の増加抑制を意味しないことから、このような設定をしてはならない。

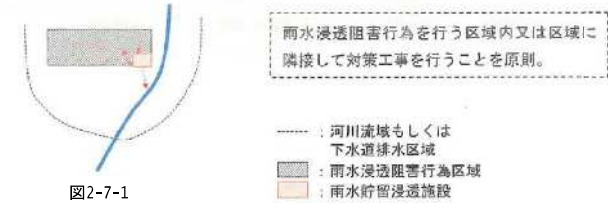


図2-7-1

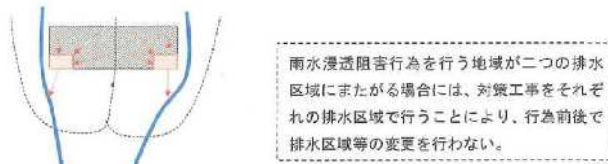


図2-7-2

(2) (1)に掲げる原則を外れ、対策工事を雨水浸透阻害行為と離れた箇所で行う場合には、雨水浸透阻害行為により行為区域からの流出雨水量が変化することを踏まえ、雨水浸透阻害行為区域と対策工事を行う箇所の間の河川、下水道等の管理者と調整が整っていることが必要である。

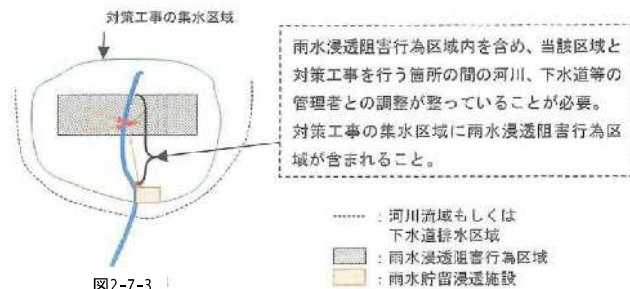


図2-7-3

また、対策工事の目的は雨水浸透阻害行為により増加する流出雨水量の抑制であることから、対策工事の集水区域には雨水浸透阻害行為が含まれることが必要である。

地形地質上の制約及び事業の特性により②の条件を満足することができない場合には、流域の治水安全度を確保することを前提として、申請者及び関係部局で十分調整を図る必要がある。

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

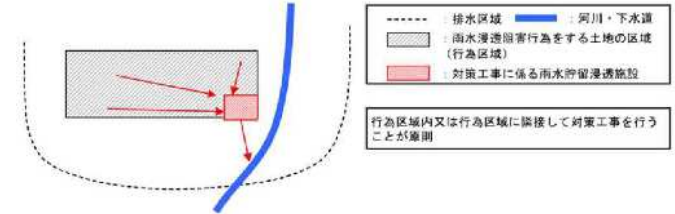


図2-7-1 行為区域内又は行為区域に隣接して行う対策工事のイメージ

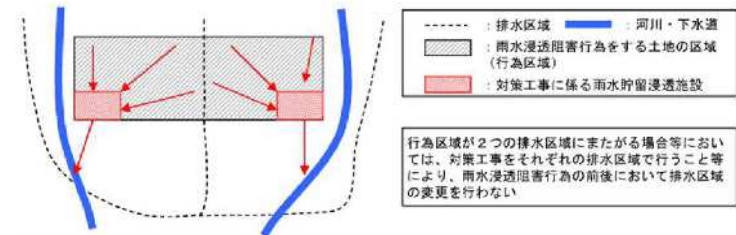


図2-7-2 行為区域が複数の排水区域等にまたがる場合のイメージ

対策工事の計画における基本的な考え方は、基準降雨が生じたときの雨水浸透阻害行為の前後における流出雨水量が増加する分を抑制することにある。流出雨水量は、行為区域の末端に流出する量をいい、雨水浸透阻害行為の前後における土地の利用形態に応じて変化するものである。したがって、雨水貯留浸透施設からの許容放流量は、行為前の流出雨水量の最大値（ピーク）であり、土地利用の変化により増加する行為後の流出雨水量の最大値（ピーク）を行為前の値まで抑制できるようにするものである。図2-7-3 参照

このとき、流出雨水量の流出先の河川や

下水道等において受入れ可能な流出量が別に設定されていたとしても、当該流出量に基づいて雨水貯留浸透施設の許容放流量を設定することを法第30条の許可の基準とすることは、対策工事の計画における基本的な考え方に即したのではないため、できない。

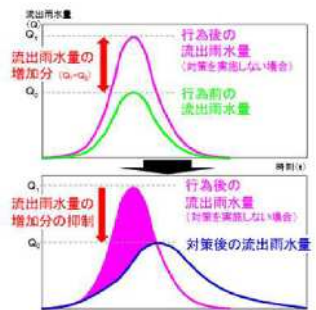


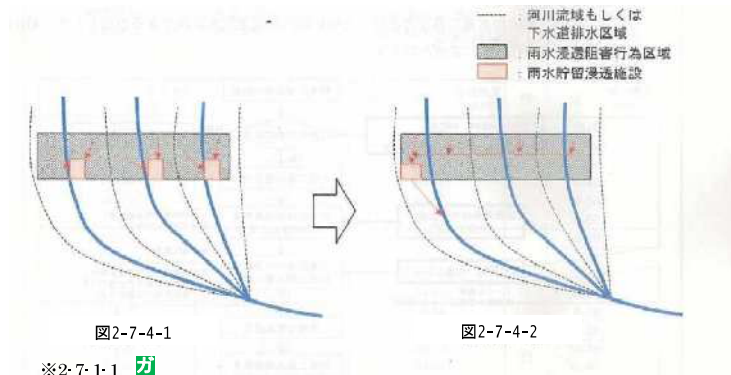
図2-7-3 流出雨水量の増加分の抑制イメージ

(2) 施設の設置箇所

「(1) 基本的考え方」に示した「原則」の例外として、対策工事を行為区域から離れた箇所で行う場合には、雨水浸透阻害行為により行為区域からの流出雨水量が変化することを踏まえ、雨水浸透阻害行為の許可の申請に当たり、あらかじめ、行為区域から対策工事を行う

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

(3) 小規模な谷地形が連続する地域における道路事業等の実施に伴う対策工事を計画する場合等に図 2-7-4-1 に示すような流域毎に雨水貯留浸透施設を設ける対策工事に代えて、やむを得ず図 2-7-4-2 に示すような対策工事により排水区域等の変更が行われる場合には、行為前の排水形態や下水道計画等を踏まえ、当該集水区域等を大きく変更しないことが望ましく、申請者に事前に関連する河川又は下水道管理者等と十分に調整を行うよう指導することが必要である。



※2-7-1-1 ガイドラインP.70～P.72

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

箇所までの間の流路に係る河川や下水道等の管理者と調整が整っていることとともに、対策工事の目的は雨水浸透阻害行為により増加する流出雨水量の抑制であることから、対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域には行為区域が含まれることが、遵守すべき事項として標準とされていることに留意する。図 2-7-4 参照

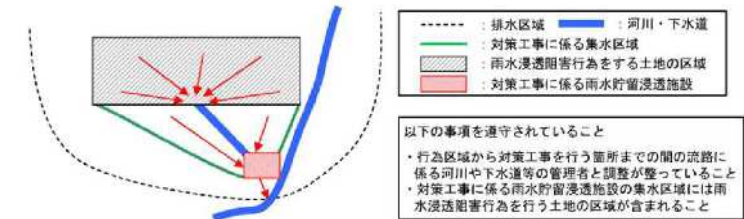


図 2-7-4 対策工事を行為区域から離れた場所で行う場合のイメージ

許可権者は、地形地質上の制約及び事業の特性により、これらの事項を遵守することができないと考えられる場合には、申請者に対し、流域の治水安全度を確保することを前提として、関連する河川や下水道等の管理者をはじめ関係部局との間で十分調整を図るよう促す必要があることに留意する。

(3) 排水区域等の変更

小規模な谷地形が連続する地域において道路事業等の実施に伴う対策工事を計画する場合等、従前の排水区域等ごとに雨水貯留浸透施設を設ける対策工事に代えて、やむを得ず雨水浸透阻害行為の前後で排水区域等の変更を行う場合（図 2-7-5 参照）には、行為前の排水形態や下水道計画等を踏まえ、当該排水区域等を大きく変更しないことが望ましく、許可権者は、申請者に対し、事前に関連する河川や下水道等の管理者との間で十分に調整を図るよう促すことが必要である。

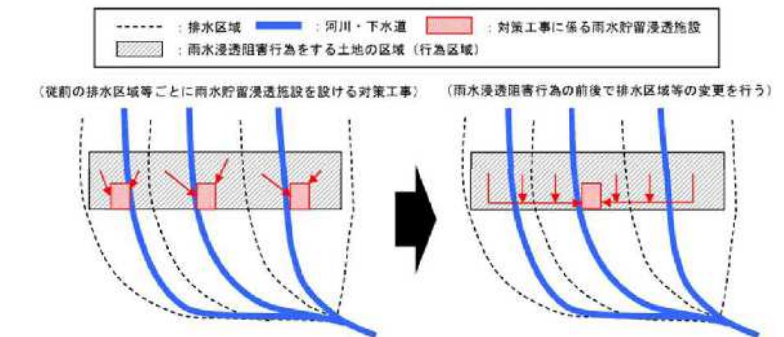


図 2-7-5 雨水浸透阻害行為の前後で排水区域等の変更を行う場合のイメージ

※2-7-1-1 ガイドラインP.6-25～P.6-29

2-8 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の措置

ひとつの雨水浸透阻害行為の行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶときの許可の事務は、次に掲げる事項によること。

(1) 雨水浸透阻害行為の全体の行為面積が1,000㎡以上の場合

① 雨水浸透阻害行為が複数の行政区域にまたがる場合は、許可申請はそれぞれの行政区域の許可権者に対してなされるものであること。

② 各許可権者に提出される申請書の内容は、同一のものとし、複数の許可権者の行政区域にまたがる雨水浸透阻害行為のすべての内容を網羅したものであること。

③ 許可権者は、あらかじめ調整の上、ひとつの許可権者が窓口となり関係する許可権者に申請書を送付する等、申請者の負担軽減に努めること。

④ 許可の判断は、各許可権者が独立して行うものであるが、あらかじめ調整の上、ひとつの許可権者が窓口となり調整を図り申請者の負担軽減に努めること。

(2) 雨水浸透阻害行為の全体の行為面積が1,000㎡未満の場合であって、かつ、許可規模要件が令第5条ただし書の規定により都道府県、指定都市等、事務処理市町村(以下「都道府県等」という。)の条例で引き下げられている場合

① 各都道府県等の行政区域内における雨水浸透阻害行為の面積(以下この項において「個別行為面積」という。)が引下げ後の許可規模要件(500㎡以上1,000㎡未満)に照らして、許可を要する場合に限り、当該許可の許可権者に対して申請がなされれば足りること。

② 個別行為面積が当該条例により引き下げられた規模未満のものについては許可申請の必要はないこと。

③ 申請書の内容は、複数の行政区域にまたがる雨水浸透阻害行為の内容全体ではなく、許可権者の行政区域に限ったもので足りること。

※2-8-1-1

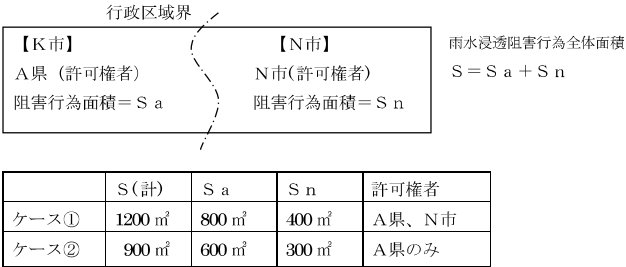


図 2-8-1 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の許可権者

※2-8-1-1 ガイドラインP.60

2-8 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の措置

一の雨水浸透阻害行為をする土地が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の許可（協議）の事務は、次に掲げるところにより行う。

① 雨水浸透阻害行為の全体の行為面積が1,000㎡以上の場合

それぞれの許可権者の行政区域内における雨水浸透阻害行為をする土地の面積(以下「個別行為面積」という。)が許可の対象規模(500㎡)以上であるか否かに関わらず、全ての許可権者による許可を要し、許可の申請はそれぞれの行政区域の許可権者に対してなされるものである。

各許可権者に提出される申請書の内容は、同一のものとし、複数の許可権者の行政区域に及ぶ雨水浸透阻害行為のすべての内容を網羅したものとす。

各許可権者は、あらかじめ調整の上、一の許可権者が窓口となり、他の許可権者に申請書を送付する等、申請者の負担軽減に努める。

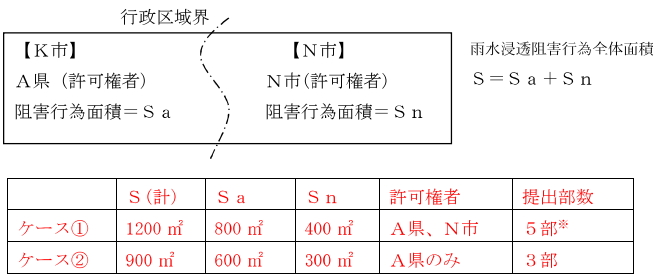
許可の判断は、各許可権者が独立して行うものであるが、あらかじめ、一の許可権者が窓口となって調整を図り、申請者の負担軽減に努める。

② 雨水浸透阻害行為をする土地の面積の合計が1,000㎡未満の場合であって、かつ、許可規模要件が令第6条ただし書の規定に基づき都道府県等の条例で引き下げられている場合

個別行為面積が引下げ後の許可の対象規模(500㎡以上1,000㎡未満)以上である場合に限り、当該許可権者による許可を要し、許可の申請は当該行政区域の許可権者に対してなされれば足りる。

申請書の内容は、複数の行政区域に及ぶ雨水浸透阻害行為の内容全体ではなく、許可権者の行政区域に限ったもので足りる。

※2-8-1-1



※許可権者が愛知県と名古屋市の場合は6部

図 2-8-1 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の許可権者

※2-8-1-1 ガイドラインP.6-17、P.6-18

2-9 雨水浸透阻害行為変更許可**2-9-1 変更の許可等（法第16条変更許可、変更届）**

雨水浸透阻害行為の許可を受けた後に、申請した事項の変更をしようとする場合は、変更許可を受けなければならない。
また、軽微な変更の場合は、届出をしなければならない。

※2-9-1-1 [法](#) [解](#)**【解説】**

「変更の許可」については、雨水浸透阻害行為の場合、その行為対象となる土地の面積等を変更した場合、雨水の流出量が変わることから、その変更に合わせて必要な雨水貯留浸透施設の規模も変更しなければならない。許可を受けた雨水貯留浸透施設の規模等を変更する場合はあらかじめ変更許可の申請が必要である。 ※2-9-1-2 [解](#)

また、届出が必要な軽微な変更の内容は、「**工事の着手予定日又は完了予定日の変更**」である。 ※2-9-1-3 [省](#)

2-9-2 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為（法第18条許可）

完成後の雨水貯留浸透施設に対する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者はあらかじめ許可を受けなければならない。

※2-9-2-1 [法](#) [解](#)**【解説】**

基本的に、対策工事により設置された雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある行為は禁止されており、雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となる。

※2-9-1-1 法第16条、解説p. 84
※2-9-1-2 解説p. 99
※2-9-1-3 省令第14条
※2-9-2-1 法第18条、解説p. 92

2-9 雨水浸透阻害行為変更許可**2-9-1 変更の許可等（法第37条変更許可、変更届）**

雨水浸透阻害行為の許可を受けた後に、申請した事項の変更をしようとする場合は、変更許可を受けなければならない。
また、軽微な変更の場合は、届出をしなければならない。

※2-9-1-1 [法](#) [解](#)**【解説】**

申請した事項のうち、行為区域は2-5により設定する。

「変更の許可」については、雨水浸透阻害行為の場合、その行為対象となる土地の面積等を変更した場合、雨水の流出量が変わることから、その変更に合わせて必要な雨水貯留浸透施設の規模も変更しなければならない。許可を受けた雨水貯留浸透施設の規模等を変更する場合はあらかじめ変更許可の申請が必要である。 ※2-9-1-2 [解](#)

また、届出が必要な軽微な変更の内容は、「**工事の着手予定日又は完了予定日の変更**」である。 ※2-9-1-3 [省](#)

2-9-2 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為（法第39条許可）

完成後の雨水貯留浸透施設に対する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者はあらかじめ許可を受けなければならない。

※2-9-2-1 [法](#) [解](#)**【解説】**

基本的に、対策工事により設置された雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある行為は禁止されており、雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となる。

※2-9-1-1 法第37条、解説p. 122
※2-9-1-2 解説p. 138
※2-9-1-3 省令第24条
※2-9-2-1 法第39条、解説p. 130

旧

新旧対照表

新

2-9-3 検査等

第39条の許可を受けた者は、許可に関する工事が完了したときには、その旨を報告しなければならない。その後、当該工事により設置された施設の検査を受けなければならない。

※2-9-3-1 法 解

【解説】

都道府県知事等は、法第 39 条許可に関する工事が完了した旨の報告があったときは、法第 42 条に基づき、当該工事により設置された施設を検査する。

※2-9-3-1 法第42条、解説p.145、法第43条、解説p.147